

吸収合併に関する事前開示書面

(会社法第 794 条第 1 項および会社法施行規則第 191 条に定める書面)

(簡易吸収合併)

2024 年 8 月 26 日

株式会社メンバーズ

2024年8月26日

東京都中央区晴海一丁目8番10号
株式会社メンバーズ
代表取締役社長 高野 明彦

吸収合併に関する事前開示書面

当社は、2024年11月1日を効力発生日として、当社を吸収合併存続会社とし、株式会社メンバーズエナジー（本店所在地：東京都中央区晴海一丁目8番10号）を吸収合併消滅会社とする吸収合併（以下、「本合併」といいます）を行うことといたしました。

本合併に関する会社法第794条第1項及び会社法施行規則第191条に定める事前開示事項は、次のとおりです。

- 吸収合併契約の内容（会社法第794条第1項）
別紙1のとおりです。
- 合併対価の相当性に関する事項（会社法施行規則第191条第1号）
完全親子会社間の合併につき、合併対価の交付はありません。
- 新株予約権の対価の定めに関する事項（会社法施行規則第191条第2号）
該当事項はありません。
- 吸収合併消滅会社についての次に掲げる事項（会社法施行規則第191条第3号）
 - 最終事業年度に係る計算書類等の内容
別紙2のとおりです。
 - 最終事業年度後に生じた重要な後発事象
該当事項はありません。
- 吸収合併存続会社の最終事業年度の末日後に生じた重要な後発事象（会社法施行規則第191条第5号）
該当事項はありません。
- 吸収合併存続会社の債務の履行の見込みに関する事項（会社法施行規則第191条第6号）
本合併効力発生日後の当社の資産の額は、負債の額を十分に上回ることが見込まれます。
また、本合併後の当社の収益状況について、当社の債務の履行に支障を及ぼすような事態は、予測されていません。
よって、本合併により、当社の負担する債務について、履行の見込みがあると判断いたします。

以上

別紙1 吸収合併契約書
株式会社メンバーズエナジー



吸収合併契約書

(吸収合併存続会社) 株式会社メンバーズ (以下「甲」という。) 及び (吸収合併消滅会社) 株式会社メンバーズエナジー (以下「乙」という。) は、以下のとおり吸収合併契約 (以下「本契約」という。) を締結する。

第 1 条 (吸収合併)

1. 甲及び乙は、本契約に定めるところに従い、甲を吸収合併存続会社、乙を吸収合併消滅会社とする吸収合併 (以下「本吸収合併」という。) を行う。
2. 甲及び乙の商号及び住所は、次のとおりである。
 - ① 甲 (吸収合併存続会社)
商号 株式会社メンバーズ
住所 東京都中央区晴海一丁目 8 番 10 号
 - ② 乙 (吸収合併消滅会社)
商号 株式会社メンバーズエナジー
住所 東京都中央区晴海一丁目 8 番 10 号

第 2 条 (効力発生日)

本吸収合併の効力発生日は、2024 年 11 月 1 日とする。但し、必要に応じて、甲及び乙が協議の上、これを変更することができる。

第 3 条 (合併対価)

甲は、本吸収合併に際し、乙の株主に対し、その有する株式に代わる金銭等の交付を行わない。

第 4 条 (乙の新株予約権者に交付する金銭等)

甲は、本吸収合併に際し、乙の新株予約権者に対し、その有する新株予約権に代わる新株予約権その他の金銭等の交付を行わない。

第 5 条 (資本金・準備金の額に関する事項)

本吸収合併により、甲の資本金、資本準備金及び利益準備金は増加しない。

第 6 条 (簡易合併・略式合併)

1. 甲は、会社法第 796 条第 2 項の規定に基づき、同条第 3 項に規定する場合を除いて、本契約について株主総会の承認を得ずに本吸収合併を行うことができる。但し、甲が任

意に株主総会の承認を得ることを妨げない。

2. 乙は、会社法第 784 条第 1 項の規定に基づき、本契約について株主総会の承認を得ずに行うことができる。但し、乙が任意に株主総会の承認を得ることを妨げない。

第 7 条（権利義務の承継）

甲は、効力発生日の前日における乙の全ての資産、負債及び権利義務一切を、効力発生日において承継する。

第 8 条（従業員の承継）

甲は、効力発生日に、効力発生日における乙の全ての従業員（以下「乙従業員」という。）を、甲の従業員として承継する。但し、乙従業員の勤続年数その他乙従業員の取扱いの詳細については、甲乙協議の上別途合意する。

第 9 条（善管注意義務）

甲及び乙は、本契約の締結日から効力発生日までの間、善良なる管理者の注意をもってそれぞれ業務を執行し、その財産及び権利義務に重大な影響を及ぼす行為を行う場合には、予め甲乙協議して合意のうえ実行する。

第 10 条（本契約の変更・解除）

本契約の締結日から効力発生日までの間において、天災地変その他やむを得ない事由により、甲又は乙の資産若しくは経営状態に重要な変動が生じたとき又は本契約の目的の達成が著しく困難になったときは、甲乙協議のうえ本吸収合併の条件その他本契約の内容を変更し、又は互いに損害賠償等を請求することなく本契約を解除することができる。

第 11 条（本契約の効力）

本契約は、甲及び乙の取締役会決議その他必要な承認を得たときにその効力を生じ、法令に定められた関係官庁の承認を得られなかったときは、その効力を失う。

第 12 条（公表）

本吸収合併に関するプレスリリースその他の公表（取引先又は顧客に対する連絡を含むがこれに限らない。）については、甲乙間でその時期、内容又は態様等について十分に協議するものとし、甲又は乙は、相手方の事前の承諾なく当該公表を行ってはならない。但し、当該公表が法令等又は司法機関若しくは行政機関の判断により義務付けられたものである場合はこの限りではない。

第 13 条（費用負担）

甲及び乙は、本契約に別途定める場合を除き、本契約及び本吸収合併の交渉、準備、締結又は実行に関連して自らに発生し又は自らのために支出した全ての費用（弁護士その他のアドバイザーの報酬及び費用を含むが、これらに限らない。）について、各自これを負担する。

第 14 条（秘密保持）

1. 甲及び乙は、相手方の事前の書面による承諾を得ない限り、本契約又は本吸収合併の検討、交渉又は履行に関して相手方から開示を受けた一切の情報、本契約の存在及び内容、並びに本契約に関する交渉経緯に関する情報（以下「秘密情報」という。）を第三者（自らの役員及び従業員並びに弁護士その他のアドバイザーを除く。）に対して公表、開示若しくは漏えいし、又は本契約の目的以外のために使用してはならない。
2. 以下の各号に定める情報は、秘密情報に含まないものとする。
 - ① 受領の時点で公知であった情報又は当該情報を受領した当事者（以下「受領当事者」という。）の責めに帰すべき事由によることなく受領後に公知となった情報
 - ② 相手方から受領する前の時点において受領当事者が既に保有していた情報
 - ③ 第三者から秘密保持義務を負うことなく適法に取得した情報
 - ④ 相手方から受領した情報に基づかずに独自に開発した情報
3. 第 1 項の規定は、受領当事者が法令等又は司法機関若しくは行政機関の判断により秘密情報の公表又は開示が義務付けられる場合には適用しない。

第 15 条（準拠法及び管轄裁判所）

本契約の準拠法は日本法とし、本契約に関して生じた甲乙間の紛争については、東京地方裁判所を第一審の専属的合意管轄裁判所とする。

第 16 条（誠実協議）

本契約の条項に関する疑義又は本契約に定めのない事項については、甲乙間で、信義に従い誠実に協議して解決する。

【本頁以下余白】

本契約締結の証として、本契約書 2 通を作成し、甲乙相互に署名又は記名・捺印のうえ、各 1 通を保有する。

2024 年 8 月 23 日

甲：東京都中央区晴海一丁目 8 番 10 号
株式会社メンバーズ
代表取締役 高野 明彦



乙：東京都中央区晴海一丁目 8 番 10 号
株式会社メンバーズエナジー
代表取締役 高野 明彦





別紙2 計算書類等

株式会社メンバーズエナジー

決算報告書

[第 4 期]

自 2023年4月1日

至 2024年3月31日

株式会社メンバーズエナジー

東京都中央区晴海1丁目8番10号

貸借対照表

2024年3月31日現在

株式会社メンバーズエナジー

(単位：円)

科 目	金 額	科 目	金 額
(資産の部)		(負債の部)	
流動資産	20,599,121	流動負債	478,326
現金及び預金	20,369,749	未払金	132,751
売掛金	229,343	未払法人税等	196,800
その他	29	未払消費税等	148,775
		負債合計	478,326
固定資産	15,442,316	(純資産の部)	
有形固定資産	14,576,624	株主資本	35,563,111
機械装置	14,576,624	資本金	50,000,000
		利益剰余金	△14,436,889
無形固定資産	865,692	その他利益剰余金	△14,436,889
施設利用権	865,692	繰越利益剰余金	△14,436,889
		純資産合計	35,563,111
資産合計	36,041,437	負債純資産合計	36,041,437

損益計算書

自 2023年4月1日

至 2024年3月31日

株式会社メンバーズエナジー

(単位：円)

科 目	金 額	
売上高		2,822,908
売上原価		1,764,492
売上総利益		1,058,416
販売費及び一般管理費		1,760,343
営業損失		701,927
営業外収益		
受取利息	196	
還付消費税等	70	266
経常損失		701,661
特別損失		
減損損失	9,244,431	9,244,431
税引前当期純損失		9,946,092
法人税、住民税及び事業税	209,500	209,500
当期純損失		10,155,592

販売費及び一般管理費

自 2023年4月1日

至 2024年3月31日

株式会社メンバーズエナジー

(単位：円)

科 目	金 額
租 税 公 課	320,000
水 道 光 熱 費	118,353
地 代 家 賃	105,190
支 払 手 数 料	1,216,800
	1,760,343

売上原価明細書

自 2023年4月1日
至 2024年3月31日

株式会社メンバーズエナジー

(単位：円)

科 目	金 額	額
製品売上原価		
当期製品製造原価	1,764,492	1,764,492
売上原価合計		1,764,492

製造原価報告書

自 2023年4月1日
至 2024年3月31日

株式会社メンバーズエナジー

(単位：円)

科 目	金	額
経 費 減 価 償 却 費	1,764,492	1,764,492
当期総製造費用		1,764,492
当期製品製造原価		1,764,492

株主資本等変動計算書

自 2023年4月1日

至 2024年3月31日

株式会社メンバーズエナジー

(単位：円)

	株主資本				純資産 合計
	資本金	利益剰余金		株主資本 合計	
		その他 利益剰余金	利益剰余金 合計		
2023年4月1日残高	50,000,000	△4,281,297	△4,281,297	45,718,703	45,718,703
事業年度中の変動額					
当期純損失		△10,155,592	△10,155,592	△10,155,592	△10,155,592
事業年度中の変動額合計	0	△10,155,592	△10,155,592	△10,155,592	△10,155,592
2024年3月31日残高	50,000,000	△14,436,889	△14,436,889	35,563,111	35,563,111

個別注記表

1. 重要な会計方針に係る事項に関する注記

(1) 固定資産の減価償却の方法

① 有形固定資産

定額法によっております。

なお、主な耐用年数は次のとおりであります。

機械装置 17年

② 無形固定資産

定額法によっております。

なお、主な耐用年数は次のとおりであります。

施設利用権 15年

(2) 収益及び費用の計上基準

当社は、再生可能エネルギー発電事業を主たる業務としております。

電力の販売に係る収益は、顧客との契約に基づいて発電した電力を引き渡す履行義務を負っております。

当該履行義務は、約束した財またはサービスの支配が顧客に移転した時点で、当該財またはサービスと交換に受け取ると見込まれる金額で収益を認識しております。

2. 株主資本等変動計算書に関する注記

発行済株式の種類及び総数

株式の種類	当事業年度期首の株式数	当事業年度増加株式数	当事業年度減少株式数	当事業年度末の株式数
普通株式	1,000株	一株	一株	1,000株

3. 減損損失に関する注記

当事業年度において、当社は以下の資産グループについて減損損失を計上しました。

場所	用途	種類
メンバーズソーラー発電所 (千葉県長生郡睦沢町)	太陽光発電所	機械装置及び 施設利用権

当社は発電所単位にて資産のグルーピングを行っております。

当事業年度末において事業計画の見直しを行った結果、機械装置及び施設利用権についてそれぞれ、8,726,190円及び518,241円の減損損失を認識いたしました。

なお、回収可能価額は使用価値により算定しており、将来キャッシュ・フローを5.33%で割引いて算出しております。